

(件 名) 志布志港旅客船埠頭の整備拡充について

(陳情の要旨)

日頃は、志布志港の発展のために、格別のご理解とご支援を賜り、厚く感謝申し上げます。

志布志港は、国際バルク戦略港湾にも指定されており、我が国の大消費市場や主要な工業地帯と海上輸送で直結されており、東南アジア等と最短距離にあるなど、位置的に優れた条件を備えています。また、背後圏に我が国有数の畜産地域である鹿児島県東部地域および宮崎県南部地域を抱え、当地域の産業に必要な不可欠なインフラとなっています。

我が国の港湾観光行政に目を向けますと主要政策の一つにクルーズ船の受入拡充があります。世界的なクルーズ人口の増加に伴い、2015年に我が国へクルーズ船で入港した外国人旅客数は、前年比2.7倍の111.6万人に達しました。クルーズ船の我が国港湾への寄港回数は1,400回を超え、特に10万トン以上(2千人から4千人超乗り)の大型クルーズ船の寄港は前年比2倍の304回へ増加しています。

鹿児島県では、2015年の外国船社クルーズ船の鹿児島港寄港回数は、全国第7位の53回に上り、訪日外国人入込客の観光消費額は291億円に上りました。2016年も118回の寄港が予定されており、鹿児島県とその周辺地域が持つ魅力ある観光資源が訪日外国人にとって高く評価されていることを示しています。

しかしながら、鹿児島港寄港に経済効果のほとんどは鹿児島市内を中心にした薩摩半島に限定されており、大隅半島は皆無に近いものがあります。

大隅唯一の志布志港旅客船埠頭は、岸壁水深が-7.5mであり10万トンクラスのクルーズ船が一般的に必要なとする岸壁水深-10m(10万トン超のクルーズ船では-12m)に満たないことから、大型クルーズ船の寄港が不可能となっています。クルーズ需要に対応した観光振興による地域の活性化および活力維持に資するため、時代の変化に応じた港湾基盤の整備拡充が必要になってきております。

当地域は、日南海岸国定公園や霧島ジオパークエリアを始めとした豊かな自然環境や景勝地、大慈寺や弥五郎どん祭り等の有形無形の文化遺産、内之浦宇宙空間観測所や鹿屋航空基地史料館等の観光学習施設、ブランド牛や鰻等の安全安心かつ特色ある第一次産業群といった観光資源を豊富に有しています。さらに今後は周辺道路の整備により、志布志港を起点とした鹿児島県東部地域および宮崎県南部地域へのアクセス向上が期待されます。

つきましては、大隅半島を中心とする鹿児島県東部地域、宮崎県南部地域の活性化発展のために、大型クルーズ船に対応した志布志港旅客船埠頭の整備拡充および必要な施策の積極的な推進に、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(件 名) 鹿児島県総合体育館等の体育施設建設について

(陳情の要旨)

2020年はオリンピック、同年に国民体育大会鹿児島大会の開催が予定され、現在、鹿児島県においては県立体育館・ドーム球場、一方、鹿児島市においては、サッカー場の施設建設が、鋭意検討されていると伺っております。

ついては、その建設・整備地として、旧郡山町（土地開発公社）が企業誘致の目的で取得、造成した土地（鹿児島市郡山岳町1115番地8外、約16ha）を活用してくださるよう陳情いたします。

〈これまでの経過等〉

平成16年11月に鹿児島市と合併した旧郡山町（現在の鹿児島市の郡山地域）の西側に、約16haのまとまった未利用地があることから、この土地を活用して、県立体育館等の施設整備を要望するものです。

この用地は、現在、大阪市に本社がある積水樹脂(株)の所有地となっておりますが、平成10年に、旧郡山町（土地開発公社）において企業誘致として地域をあげて取り組み、用地を取得、造成し、当社へ譲渡された土地であります。

また、企業立地について、平成8年に鹿児島県庁で、当時の須賀鹿児島県副知事の立会いのもと、積水樹脂(株)と旧郡山町との間で企業立地協定の締結が行なわれ、県においても周辺の道路整備などを行っていただいたところであります。

しかし、当時の経済状況の大きな変化などから、企業の進出が実現せず、現在、積水樹脂(株)所有の遊休地となっております。

このようなことから、積水樹脂(株)としては、この用地のこれまでの取得の経緯等をふまえ、県や市の地域活性化につながるための活用ができればとの意向が示されているところです。

なお、この場所は、市内中心部から30分程度の位置にあり、国道3号、現在、進められている西回り自動車道等からもほど近い場所にあります。

また、現在、川内原発の有事の際の避難経路、方法等が問題となっておりますが、この場所は川内原発から直線で30km（UPZ）圏外の隣接した位置にあり、有事の際の避難場所としての体育関連施設の機能を併せもつインフラ整備も考えられることから、これらが実現しますと、県全体の利益に資するとともに、県民、市民の理解も得られるのではないかと考えております。

このようなことから、現在、鹿児島県において検討されている鹿児島県総合体育館と、鹿児島市において検討されているサッカー場との一体的な施設整備をはじめ、川内原発の有事の際の避難施設を併せもつ施設整備を渴望しているところです。

つきましては、鹿児島市及び九州電力(株)等とも協議を進めていただき、この構想実現に向けて御検討を賜われますようここに陳情いたします。

(件名) 鹿児島県総合体育館等の建設に関する陳情書

(陳情の要旨)

私ども県屋内スポーツ競技団体は、平成32年の鹿児島で開催される国民体育大会や全国障害者スポーツ大会に向け、平成23年3月に「総合体育館等整備基本構想」に基づき、これまで新総合体育館等の必要性を県当局、県議会、さらには県民の方々に訴えてきました。

その後、三反園知事が就任され1年が経過しました。新総合体育館等建設の問題は、現在、大規模スポーツ施設のあり方を検討する委員会が設置され、本年6月第1回検討委員会が開催されました。

報道によりますと、会に先立ち三反園知事からは、新総合体育館等を優先するよう要請があったとのことでした。また、委員からは新総合体育館等の整備に前向きな発言が多かったとのことでもあります。

検討委員会は、来年2月を目途に提言をまとめるとのことではありますが、提言には建設場所や完成時期については含まないとのことでもあります。

今回、検討委員会で前向きな発言が相次いだと言うことは、私ども県屋内スポーツ競技団体としましては、ようやく明るい兆しが見えてきたと嬉しく思います。

しかしながら、肝心の建設場所は新総合体育館等の規模や機能とも大きく関連してくるため、今後、最も重要な課題であります。

現在、本県は国民体育大会・全国障害者スポーツ大会を控え、県当局をはじめ各市町村、競技団体等大会の成功に向け懸命に取り組んでいます。本県にとってスポーツの一大イベントを一過性のものに終わらせないためにも、また、大きなスポーツイベントを契機として新県総合体育館等の整備を行うことは、本県スポーツ界の将来を見据えた場合絶好の機会であり必要不可欠なものと考えます。

私ども県屋内スポーツ競技団体は、来々を担う青少年や県民の方々に、日本や世界のトップアスリートの演技や競技を身近で観戦していただき、感動や夢を届けられる競技スポーツ、また、県民の方々の生涯スポーツ・健康づくり・文化の拠点となる新総合体育館等をできるだけ早く建設されることを県屋内スポーツ競技団体の総意として陳情いたします。

(陳情事項)

- 総合体育館等の規模について  
総合体育館等整備基本構想で示された規模を是非確保していただきたい。  
(メインアリーナ棟, サブアリーナ棟, 武道場棟)  
(理由)
- ・ メインアリーナは、全国大会、国際大会に対応できる規模を望む
  - ・ サブアリーナについては、全国・国際大会等を開催する場合は、ウォーミングアップや選手のコンディション調整のために、メイン会場に隣接したサブアリーナがあることを望む
  - ・ 武道場棟については、全国大会、国際大会に対応できる規模を望む
  - ・ 付帯施設も全国大会、国際大会に対応できる規模とユニバーサルデザインに配慮した施設を望む

○ 建設地について

鹿児島市内に設置していただきたい。

(理由)

- ・ 全国大会や国際大会等を開催する場合、選手、役員、観客等の宿泊や交通アクセスを考えると鹿児島市が最適である。
- ・ 大規模な大会では、近隣に主会場と同等規模の会場が必要、また、練習会場も近隣に必要なため、鹿児島市が最適である。
- ・ 県小学・県中学・県高校大会等では、離島からの参加も多く、物理的・経済的に考えた場合鹿児島市が最適である。また、奄美群島市町村長会、種子島屋久島振興協議会からも要請が出ている。
- ・ 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会終了後のスポーツ振興を考えた場合、総合的に考え鹿児島市が最適である。

○ 建設完成年度について

国民体育大会・全国障害者スポーツ大会までに建設を希望していたが、現状を考えると物理的に厳しいため、できるだけ早期に建設していただきたい。

(件名) 県議会として「高レベル放射性廃棄物最終処分場の県内設置への設置反対」を表明することについて

(陳情の趣旨)

経済産業省は本年7月28日、原発の運転で必ず発生する高レベル放射性廃棄物(核のゴミ)の最終処分場選定に向け、「科学的特性マップ」を公表しました。処分場候補地となりうる地域は全都道府県に存在するとしていますが、中でも、海岸から約20<sup>km</sup>の範囲を「輸送面でも好ましい」として処分場建設に「最適」と位置づけました。鹿児島県内では、「最適地域」を抱える自治体は36市町村にも上っています。

最終処分地選定と処分実施を直接担う原子力発電環境整備機構(NUMO)は、「最適地」を中心として「文献調査の受け入れにつながるよう丁寧な対話活動を実施する」との「対話活動計画」を策定し、立地実現に向けた取り組みを強化し始めています。南日本新聞は「秋以降に最適とされた地域で重点的に説明会を開き、候補地選定に向けた講査への理解を広げる」とより具体的に報道しました(7月29日付)。

私たちは、「核のゴミの発生源である原発をどうするのか」という大本の論議が、まずなされるべきであり、再稼働によって核のゴミを増やし続けることに反対しています。

「マップ」には火山噴火や断層の知見が十分反映されていません、地下300<sup>m</sup>に埋設するという「地層処分」の安全性は全く保証されていないと考えます。特に、7300年前の鬼界カルデラの噴火による巨大な幸屋(こうや)火砕流は「薩摩・大隈半島を覆い、堆積物を残し」「南九州の縄文文化と自然環境に破滅的なダメージを与えた」と専門家が指摘していますが(前野深・東大地震研究所『科学』2014年1月号)、「マップ」はこの知見を無視しており、致命的な欠陥があります。さらに11万年前の阿多カルデラ噴火、2万9千年前の始良カルデラの入戸(いと)火砕流、1万3千年前の桜島薩摩噴火などを踏まえると、県内に「適地」は存在しないことは明白です。

日本学術会議は、2012、15年の2度にわたり「高レベル廃棄物の処分について」などを公表しました。そこでは「我が国は、海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込む位置にある沈み込み帯に位遣するため地層の安定性に対する懸念が払拭できない」「火山活動、地熱活動、隆起及び断層運動…の現象と地震動が地下水の流れに影響し、間接的に処分場の隔離性能を減少させる方向に変化させることが、最も大きな不安材料」などと指摘、いきなり「地層処分」するのではなく、当面は地上で「暫定管理」しながら、これ以上は核のゴミを増やさない「総量管理」を明確にするよう提言しています。このような見解を十分に考慮すべきです。

また、「マップ」で最適地とされた県内36市町村のすべてが受け入れ反対を表明しました。「農業や漁業などの1次産業、自然や食、観光への悪影響を懸念する声が最も多かった」と報道され、「交付金で潤っても住民幸福度が下がれば意味がない」との意見も紹介されました(南日本新聞8月8日付)。三反園知事も県議会や会見で度々「立地する意思は全くありません」と表明、5月17日には私たちへの公開質問状に対し鹿児島県としては立地の考えはない。反対ということです」と明言しました。

鹿児島県議会は、これら関係市町村の意向や知事の考えを十分に尊重し、県民のいのち・安全・安心を最優先するという立場から、「核のゴミ最終処分場の県内への設置反対」という意見表明をしていただきたいと考えます。

上記の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

- 1 鹿児島県議会として「高レベル放射性廃棄物最終処分場の鹿児島県内への設置反対」の意思を決議し、それを経済産業省、資源エネルギー庁および原子力発電環境整備機構（NUMO）に対して表明すること。

(件 名) 「核のゴミ最終処分場」の受け入れ拒否および放射性物質等受け入れ拒否に関する条例制定を求める陳情書

(陳情の要旨)

2017年7月28日、最終処分関係閣僚会議の確認を踏まえ、経済産業省は、高レベル放射性廃棄物最終処分場の選定に向けた「科学的特性マップ」を公表しました。全国を4色4段階に区分し、鹿児島県内43市町村のうち36市町村が最適地とされ、そこに貴自治体も含まれています。

過去に高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵施設や最終処分場誘致の動きがあった西之表市と南大隅町、中種子町、十島村、宇検村などは、放射性核廃棄物の受け入れや持ち込みを拒否する条例を制定しています。

そこで、放射線による被害から県民の生命と生活を守る為に下記事項を陳情します。

記

- ① 「核のゴミ最終処分場」の受け入れ拒否および放射性物質等受け入れ拒否に関する条例を早急に鹿児島県で制定すること

以上の事につきまして、趣旨に御賛同下さいますようお願い致します。

(件名) 再生可能エネルギーの導入をめぐる事業者と地域住民のトラブル等の発生予防と対策についてのガイドラインの策定について

(陳情の要旨)

再生可能エネルギーの導入が全国的に進んでおります。こうした中で設置や運営に関する法令等がなかったために全国各地で地域住民等と発電事業者等の間にトラブルが発生してきました。鹿児島県も例外ではありません。

こうした状況を制度等により是正する対応として次の4つの方策組み合わせによるガイドラインの策定が考えられます。

- 1, 今後の開発計画に対して既存の景観条例や自然保護条例を改定し、開発を直接的に抑制する強制的な手法。
- 2, 環境アセスメント条例の改定により設備の建設に関する事前の調査や住民説明会の開催と合意の形成を義務付ける手続き義務による手法。
- 3, 条例の制定やガイドラインの設置などにより、建設予定の事前提出を義務付ける手続き義務による手法。この手法で計画の早期把握が可能となればトラブルの発生リスクを解消する関係者の活動が促進されます。
- 4, 事業者との協定や交渉を通して開発の影響を軽減、代替措置、住民との丁寧な合意形成を促す行政指導による自主的な手法。

また、国においては、昨年平成29年4月1日に施行されたFIT法(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)の改正により、適切な事業実施の確保や地域との共生を図る観点から、「設備」認定から「事業計画」認定への認定制度の変更、認定情報の公表、条例を含む関係法令の遵守等が新たに規定されました。

以上の観点と国の動向を踏まえ発電事業者が事業を実施するにあたり、事前に災害発生リスクや地域住民への影響等を適切に把握し対策を講じることなどにより、再生可能エネルギーの発電事業が地域と調和した持続可能なものとなるガイドラインを本県において策定いただきたく、ガイドラインに盛り込んでいただきたい以下の観点を列挙し、末長く住みやすい環境と経済の調和がとれた鹿児島県を実現いただきますよう陳情します。

- ① 法令上の規制がない場合でも事業者に遵守いただきたい事項の例示
- ② 立地地域とその周辺地域ならびに市町村にたいする事業内容(発電施設の設置のみならず立地に向けた森林伐採や土地造成などを含む)事前説明による丁寧な合意形成
- ③ 慎重に用地を選定していただくための「※設置を避けるべきエリア」の設定—急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、砂防指定地、崩壊土砂流出危険区域、河川区域、河川保全区域、海岸保全区域、天然記念物指定地、重要文化的景観、農用地、景観計画区域、補助事業により整備した森林区域、鳥獣保護区、県立自然公園、自然環境保全区域、野生動植物保護区、保安林、要措置区域等
- ④ 市町村への事業内容の事前届出
- ⑤ 地域への事業内容の事前説明と合意形成(施工、維持管理、事故対応廃棄関連事項含む)



- ⑥ 適切な施工，維持管理，廃棄等への留意事項(防災と生活環境への対策，濁水対策，排水や土砂崩れ対策，騒音対策，除草剤使用の適否，太陽光パネルの反射対策，景観配慮，緊急連絡先の明示，災害時等の電源機能，保守点検，事故対応，将来の撤去と廃棄)